

垂井町優良技能者表彰規則(抜粋)

(表彰)

第2条 表彰は、町長が次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 卓越した技能をもって町内産業の発展に寄与した者
- (2) 技能を通じて後進の指導育成に努力し、技能水準の向上に著しい功績を収めた者
- (3) 技能を通じて福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に表彰することが適当であると町長が認めた者

2 前項の表彰は、一人1回限りとする。

(被表彰者の推薦)

第5条 推薦は、第2条第4号の場合を除き、技能団体の長が行う。

2 技能団体の長が前項の推薦をしようとする場合は、推薦書(別記様式第1